

額超過額を構成することとされた部分に相当する金額（当該法人に帰せられる金額に限る。）について準用する。

5 第三項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、超過事業年度以後の各事業年度又は超過連結事業年度後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に法人税額超過額の明細書（超過連結事業年度後の各事業年度にあつては、第六十八条の十五の二第一項に規定する調整前連結税額超過額の明細書）の添付がある場合（当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する各事業年度にあつては、同法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に当該明細書の添付がある場合）で、かつ、第三項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定により適用する繰越税額控除に関する規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6 省 略

（地震防災対策用資産の特別償却）

第四十四条 青色申告書を提出する法人でその施設等につき地震防災のための対策を早急に講ずる必要があるものとして政令で定めるものが、昭和六十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、大規模地震対策特別措置法第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域その他の地震防災のための対策を緊急に推進する必要があると認められる区域として政令で定める区域内において、地震防災に資する機械及び装置その他の減価償却資産で政令で定めるもののうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「地震防災対策用資産」という。）を取得し、又は地震防災対策用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該地震防災対策用資産をその事業の用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該地震防災対策用資産の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該地震防災対策用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該地震防災対策用資産の取得価額の百分の二十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額（当該法人に帰せられる金額に限る。）について準用する。

5 第三項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、超過事業年度以後の各事業年度又は超過連結事業年度後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に法人税額超過額の明細書（超過連結事業年度後の各事業年度にあつては、第六十八条の十五の二第一項に規定する調整前連結税額超過額の明細書）の添付がある場合（当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する各事業年度にあつては、同法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に当該明細書の添付がある場合）で、かつ、第三項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定により適用する繰越税額控除に関する規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6 同 上

（地震防災対策用資産の特別償却）

第四十四条 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の第一欄に掲げるものが、当該各号の第二欄に掲げる期間内に、当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産のうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「地震防災対策用資産」という。）を取得し、又は地震防災対策用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該地震防災対策用資産をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該地震防災対策用資産の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該地震防災対策用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該地震防災対策用資産の取得価額に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

法 人	期 間	資 産	割 合
一 大規模地震対策特別措置法第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域その	昭和六十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	当該機械及び装置その他の減価償却資産	百分の二十

他の地震防災のための対策を緊急に推進する必要があると認められる区域として政令で定める区域内において、地震防災に資する機械及び装置その他の減価償却資産で政令で定めるものを事業の用に供する法人で、地震防災のための対策を早急に講ずる必要があるものとして政令で定めるもの			
二 建築物の耐震改修の促進に関する法律第六条に規定する特定建築物（同法第二条第一項に規定する耐震診断により同条第二項に規定する耐震改修（以下この号において「耐震改修」という。）が必要とされたものに限る。）を有する法人で、当該特定建築物の耐震改修につき同法第二条第三項に規定する所管行政庁の同法第七条第二項の規	平成十八年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	当該特定建築物の部分について同法第十条に規定する計画の認定を受けた計画に基づき行う耐震改修のための工事の施行に伴つて取得し、又は建設する当該特定建築物の部分	百分の十

定による指示を受け
ていないもの

2
同
上

(特定電気通信設備等の特別償却)

第四十四条の四 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十五年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産でその製作又は建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「特定電気通信設備等」という。）の取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。）をして、これを当該法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定電気通信設備等をその事業の用に供した場合を除き、同表の第一号又は第二号の中欄に掲げる減価償却資産にあつては、過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域その他の政令で定める地域又は区域内において事業の用に供した場合に限る。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度の当該特定電気通信設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定電気通信設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定電気通信設備等の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

法 人	資 産	割 合
一 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号） 第二条第五号に規定する電気通信事業者（次号において「電気通信事業者」という。）又は有線テレビジョン放送法第二条第四項に規定する有線テレビジョン放送事業者に該当する法人	電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの	百分の五

(共同利用施設の特別償却)
第四十四条の四 省 略
2 省 略

二 電気通信事業者又は有線放送電話に関する法律(昭和三十二年法律第五十二号)第五条に規定する有線放送電話業者に該当する法人	当該法人と利用者との間における電気信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの(前号に掲げる資産を除く。)	百分の十
三 放送法(昭和二十五年法律第三百三十二号)第二条第三号の三に規定する一般放送事業者に該当する法人のうち政令で定めるもの及び放送番組を制作する事業を営む法人のうち政令で定めるもの	放送番組の効率的な制作又は電気信号の効率的な送信を行うための設備のうちテレビジョン放送の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの	百分の十五(平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の十三とし、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の十とする。)

2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(共同利用施設の特別償却)
第四十四条の五 同 上
2 同 上

(資源再生化設備等の特別償却)

(新用途米穀加工品等製造設備の特別償却)

第四十四条の五 省 略

2 省 略

(障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等)

第四十六条の二 省 略

2 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十年四月

月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産のうちその製作の後事業の用に供されたことのないもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「障害者対応設備等」という。）を取得し、又は障害者対応設備等を製作して、これを当該法人の営む当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した

第四十四条の六 青色申告書を提出する法人が、平成八年四月一日から平成二十二

年三月三十一日までの間に、次に掲げる機械その他の減価償却資産のうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「資源再生化設備等」という。）を取得し、又は資源再生化設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該資源再生化設備等をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該資源再生化設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該資源再生化設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該資源再生化設備等の取得価額の百分の十四に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一 生物資源を利用した製品を製造するための機械その他の減価償却資産（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十條第二項第一号に規定する認定計画に記載された同法第十一條第二項第二号に規定する再生利用事業に係る機械その他の減価償却資産にあつては、製造に関連する機械その他の減価償却資産を含む。）で政令で定めるもの

二 再生資源の分別回収を行うための機械その他の減価償却資産で建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第二條第六項に規定する特定建設資材廃棄物の同條第四項に規定する再資源化に資するものとして政令で定めるもの

2 第四十三條第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(新用途米穀加工品等製造設備の特別償却)

第四十四条の七 同 上

2 同 上

(障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等)

第四十六条の二 同 上

2 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産のうちその製作の後事業の用に供されたことのないもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「障害者対応設備等」という。）を取得し、又は障害者対応設備等を製作して、これを当該法人の営む当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した

当該障害者対応設備等をその事業の用に供した場合を除く。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度の当該障害者対応設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該障害者対応設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該障害者対応設備等の取得価額（同表の第二号から第四号までの中欄に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。）

法人	資産	割合
一、三 省略	省略	省略

四 省略	省略	省略
------	----	----

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 省略

三 雇用障害者数 当該事業年度終了の日において常時雇用する障害者、障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第三号に規定する重度身体障害者、同条第五号に規定する重度知的障害者、同法第四十三条第三項に規定する身体障害者又は知的障害者である短時間労働者、同法第五項に規定する重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者及び同法第七十一条第一項に規定する精神障害者である短時間労働者の数を基礎として政令で定めるところにより計算した数をいう。

4、6 省略

（高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却）

第四十七条

当該障害者対応設備等をその事業の用に供した場合を除く。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度の当該障害者対応設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該障害者対応設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該障害者対応設備等の取得価額（同表の第二号第三号及び第五号の中欄に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。）

法人	資産	割合
一、三 同上	同上	同上
四 削除		
五 同上	同上	同上

3 同上

一・二 同上

三 雇用障害者数 当該事業年度終了の日において常時雇用する障害者、障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第三号に規定する重度身体障害者、同条第五号に規定する重度知的障害者、同法第七十一条第一項に規定する重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者及び同法七十二條の六に規定する精神障害者である短時間労働者の数を基礎として政令で定めるところにより計算した数をいう。

4、6 同上

（優良賃貸住宅の割増償却）

第四十七条

法人が、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間に、新築された賃貸住宅のうち中心市街地の活性化に関する法律第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域内において同法第二十八

法人が、高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行の日から平成二十三年三月三十一日までの間に、新築された同法第三十七条の高齢者向け優良賃貸住宅

条に規定する認定計画に基づき建築される賃貸住宅で政令で定めるもの（以下この項及び次項において「中心市街地優良賃貸住宅」という。）を取得し、又は中心市街地優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該中心市街地優良賃貸住宅を賃貸の用に供した場合を除く。）には、当該法人の賃貸の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各事業年度の当該中心市街地優良賃貸住宅の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該中心市街地優良賃貸住宅の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の三十六（当該中心市街地優良賃貸住宅のうちその新築の時に於いて同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の五十）に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2| 法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により前項の規定（当該適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人の当該適格合併等の日（適格合併又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、第六十八条の三十四第一項の規定）の適用を受けている中心市街地優良賃貸住宅（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する中心市街地優良賃貸住宅）の移転を受け、これを当該法人の賃貸の用に供した場合には、当該移転を受けた法人が前項の供用日に当該中心市街地優良賃貸住宅を取得し、又は新築して、これを当該供用日に当該法人の賃貸の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間）の末日までの期間内で当該法人自らがその用に供している期間とする。

3| 法人が、高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行の日から平成二十三年三月三十一日までの間に、新築された同法第三十七条の高齢者向け優良賃貸住宅の

賃貸住宅のうち政令で定めるもの（以下この項及び次項において「高齢者向け優良賃貸住宅」という。）を取得し、又は高齢者向け優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該高齢者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供した場合を除く。）には、当該法人の賃貸の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各事業年度の当該高齢者向け優良賃貸住宅の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間（当該高齢者向け優良賃貸住宅につき同法第三十六条第一項の承認を受けた場合における当該承認の日以後の期間（次項において「目的外使用期間」という。）を除く。）に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該高齢者向け優良賃貸住宅の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額に、次の各号に掲げる高齢者向け優良賃貸住宅の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

一・二 省略

2| 法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により前項の規定（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の当該適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、第六十八条の三十四第一項の規定）の適用を受けている高齢者向け優良賃貸住宅（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅）の移転を受け、これを当該法人の賃貸の用に供した場合には、当該移転を受けた法人が前項の供用日に当該高齢者向け優良賃貸住宅を取得し、又は新築して、これを当該供用日に当該法人の賃貸の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間）の末日ま

うち政令で定めるもの（以下この項及び次項において「高齢者向け優良賃貸住宅」という。）を取得し、又は高齢者向け優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該高齢者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供した場合を除く。）には、当該法人の賃貸の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各事業年度の当該高齢者向け優良賃貸住宅（当該事業年度における償却額の計算に關し第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間（当該高齢者向け優良賃貸住宅につき同法第三十六条第一項の承認を受けた場合における当該承認の日以後の期間（次項において「目的外使用期間」という。）を除く。）に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該高齢者向け優良賃貸住宅の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額に、次の各号に掲げる高齢者向け優良賃貸住宅の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

一・二 同上

4| 法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により前項の規定（当該適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人の当該適格合併等の日（適格合併又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、第六十八条の三十四第三項の規定）の適用を受けている高齢者向け優良賃貸住宅（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第三項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅）の移転を受け、これを当該法人の賃貸の用に供した場合には、当該移転を受けた法人が前項の供用日に当該高齢者向け優良賃貸住宅を取得し、又は新築して、これを当該供用日に当該法人の賃貸の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第三項に規定する供用期間）の末日までの期間内で当該法人自らがその用に供している期間（目的外使

での期間内で当該法人自らがその用に供している期間（目的外使用期間を除く。）とする。

- 3| 第一項の規定は、確定申告書等に同項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

- 4| 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定再開発建築物等の割増償却）

第四十七条の二 省 略

- 2 青色申告書を提出する法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により前項の規定（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、第六十八条の三十五第一項の規定）の適用を受けている特定再開発建築物等（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する特定再開発建築物等）の移転を受け、これを当該法人の事業（当該適格合併等に係る被合併法人等が当該特定再開発建築物等をその用に供していた事業と同一の事業に限る。）の用に供した場合には、当該移転を受けた法人が前項の供用日に当該特定再開発建築物等を取得し、又は新築して、これを当該供用日に当該法人の事業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間）の末日までの期間内で当該法人自らがその用に供している期間とする。

3| 5 省 略

（倉庫用建物等の割増償却）

第四十八条 省 略

用期間を除く。）とする。

- 5| 第一項又は第三項の規定は、確定申告書等にこれらの規定に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

- 6| 前項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定再開発建築物等の割増償却）

第四十七条の二 同 上

- 2 青色申告書を提出する法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格合併等」という。）により前項の規定（当該適格合併、適格分割又は適格現物出資に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人の当該適格合併若しくは適格分割型分割の日の前日又は当該適格分社型分割若しくは適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、第六十八条の三十五第一項の規定）の適用を受けている特定再開発建築物等（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する特定再開発建築物等）の移転を受け、これを当該法人の事業（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人が当該特定再開発建築物等をその用に供していた事業と同一の事業に限る。）の用に供した場合には、当該移転を受けた法人が前項の供用日に当該特定再開発建築物等を取得し、又は新築して、これを当該供用日に当該法人の事業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間）の末日までの期間内で当該法人自らがその用に供している期間とする。

3| 5 同 上

（倉庫用建物等の割増償却）

第四十八条 同 上

2 青色申告書を提出する法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により前項の規定（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、第六十八条の三十六第一項の規定）の適用を受けている倉庫用建物等（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する倉庫用建物等）の移転を受け、これを当該法人の事業（当該適格合併等に係る被合併法人等が当該倉庫用建物等をその用に供していた事業と同一の事業に限る。）の用に供した場合には、当該移転を受けた法人が前項の供用日に当該倉庫用建物等を取得し、又は建設して、これを当該供用日に当該法人の事業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間）の末日までの期間内で当該法人自らがその用に供している期間とする。

3・4 省 略

（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）

第五十二条の二 法人の有する減価償却資産で第四十二条の五第一項、第四十二条の六第一項、第四十二条の七第一項、第四十二条の十第一項若しくは第四十三条から第四十八条までの規定又は減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定（次項において「特別償却に関する規定」という。）の適用を受けたもの（次項に規定する一年以内連結事業年度において第六十八条の四十一第一項に規定する特別償却に関する規定の適用を受けたものを含む。）につき当該事業年度において特別償却不足額がある場合には、当該資産に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該資産の普通償却限度額として政令で定める金額に当該資産に係る特別償却不足額を加算した金額とする。

2・3 省 略

4 法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（次項において「適格合併等」という。）により特別償却対象資産の移転を受けた場合において、

2 青色申告書を提出する法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格合併等」という。）により前項の規定（当該適格合併、適格分割又は適格現物出資に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人の当該適格合併若しくは適格分割型分割の日の前日又は当該適格分社型分割若しくは適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、第六十八条の三十六第一項の規定）の適用を受けている倉庫用建物等（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する倉庫用建物等）の移転を受け、これを当該法人の事業（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人が当該倉庫用建物等をその用に供していた事業と同一の事業に限る。）の用に供した場合には、当該移転を受けた法人が前項の供用日に当該倉庫用建物等を取得し、又は建設して、これを当該供用日に当該法人の事業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間）の末日までの期間内で当該法人自らがその用に供している期間とする。

3・4 同 上

（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）

第五十二条の二 法人の有する減価償却資産で第四十二条の五第一項、第四十二条の六第一項、第四十二条の七第一項、第四十二条の十第一項、第四十二条の十一第一項若しくは第四十三条から第四十八条までの規定又は減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定（次項において「特別償却に関する規定」という。）の適用を受けたもの（次項に規定する一年以内連結事業年度において第六十八条の四十一第一項に規定する特別償却に関する規定の適用を受けたものを含む。）につき当該事業年度において特別償却不足額がある場合には、当該資産に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該資産の普通償却限度額として政令で定める金額に当該資産に係る特別償却不足額を加算した金額とする。

2・3 同 上

4 法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（次項において「適格合併等」という。）により特別償却対象資産の移転を受けた場合において、

当該特別償却対象資産につき当該移転を受けた日を含む事業年度において合併等特別償却不足額があるときは、当該特別償却対象資産に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特別償却対象資産の普通償却限度額として政令で定める金額に当該特別償却対象資産に係る合併等特別償却不足額を加算した金額とする。

5 前項に規定する合併等特別償却不足額とは、適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。以下この項において「適格合併等の日」という。）を含む事業年度（青色申告書を提出している事業年度に限るものとし、当該被合併法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「最後連結事業年度等」という。）とする。）における特別償却対象資産の償却費として損金の額に算入された金額（当該特別償却対象資産が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この項において「適格分割等」という。）により移転を受けたものである場合には、法人税法第三十一条第二項に規定する期中損金経理額のうち損金の額に算入された金額（当該適格分割等に係る分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の最後連結事業年度等にあつては、同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第二項に規定する期中損金経理額のうち損金の額に算入された金額）とする。）が当該特別償却対象資産の第一項に規定する特別償却に関する規定（最後連結事業年度等にあつては、第六十八條の四十第一項に規定する特別償却に関する規定。以下この項において同じ。）により計算される償却限度額（第四十六条その他の政令で定める割増償却に関する規定の適用を受ける場合には、当該割増償却に関する規定に規定する普通償却限度額と特別償却限度額との合計額）に満たない場合のその差額のうち、当該特別償却対象資産の特別償却に関する規定に規定する特別償却限度額に達するまでの金額をいう。

6・7 省 略

（準備金方式による特別償却）
第五十二条の三 省 略

当該特別償却対象資産につき当該移転を受けた日を含む事業年度において合併等特別償却不足額があるときは、当該特別償却対象資産に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特別償却対象資産の普通償却限度額として政令で定める金額に当該特別償却対象資産に係る合併等特別償却不足額を加算した金額とする。

5 前項に規定する合併等特別償却不足額とは、適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併等の日（適格合併又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日。以下この項において「適格合併等の日」という。）を含む事業年度（青色申告書を提出している事業年度に限るものとし、当該被合併法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「最後連結事業年度等」という。）とする。）における特別償却対象資産の償却費として損金の額に算入された金額（当該特別償却対象資産が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により移転を受けたものである場合には、法人税法第三十一条第二項に規定する期中損金経理額のうち損金の額に算入された金額（当該適格分社型分割又は適格現物出資に係る分割法人又は現物出資法人の最後連結事業年度等にあつては、同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第二項に規定する期中損金経理額のうち損金の額に算入された金額）とする。）が当該特別償却対象資産の第一項に規定する特別償却に関する規定（最後連結事業年度等にあつては、第六十八條の四十第一項に規定する特別償却に関する規定。以下この項において同じ。）により計算される償却限度額（第四十六条その他の政令で定める割増償却に関する規定の適用を受ける場合には、当該割増償却に関する規定に規定する普通償却限度額と特別償却限度額との合計額）に満たない場合のその差額のうち、当該特別償却対象資産の特別償却に関する規定に規定する特別償却限度額に達するまでの金額をいう。

6・7 同 上

（準備金方式による特別償却）
第五十二条の三 同 上

2 省略

3 法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項及び第六項において「適格合併等」という。）により移転を受けた特別償却対象資産について、当該移転を受けた日を含む事業年度において合併等特別償却準備金積立不足額（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）が当該適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。以下この項において同じ。）を含む事業年度（青色申告書を提出している事業年度に限るものとし、当該被合併法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該被合併法人等の適格合併等の日を含む連結事業年度とする。）において第一項又は第十一項の規定（当該被合併法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の四十一第一項又は第十一項の規定）により損金の額に算入された金額がこれらの規定の特別償却限度額に満たない場合のその満たない金額をいう。）がある場合において、各特別償却対象資産別に当該合併等特別償却準備金積立不足額以下の金額を損金経理の方法により特別償却準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた場合を含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

4・5 省略

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けた法人（第六十八条の四十一第一項から第三項までの規定の適用を受けたものを含む。）が次の各号に掲げる場合（適格合併等により特別償却対象資産を移転した場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、合併の日の前日又は法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配（残余財産の全部の分配に限る。第二号において「現物分配」という。）に係る当該残余財産の確定の日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第三号に掲げる場合にあつては、同号に規定する特別償却準備金の金額をその積み立てられた積立事業年度別に区分した各金額のうち、その積み立てられた積立事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一 省略

2 同上

3 法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び第六項において「適格合併等」という。）により移転を受けた特別償却対象資産について、当該移転を受けた日を含む事業年度において合併等特別償却準備金積立不足額（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「被合併法人等」という。）が当該適格合併等の日（適格合併又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日。以下この項において同じ。）を含む事業年度（青色申告書を提出している事業年度に限るものとし、当該被合併法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該被合併法人等の適格合併等の日を含む連結事業年度とする。）において第一項又は第十一項の規定（当該被合併法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の四十一第一項又は第十一項の規定）により損金の額に算入された金額がこれらの規定の特別償却限度額に満たない場合のその満たない金額をいう。）がある場合において、各特別償却対象資産別に当該合併等特別償却準備金積立不足額以下の金額を損金経理の方法により特別償却準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた場合を含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

4・5 同上

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けた法人（第六十八条の四十一第一項から第三項までの規定の適用を受けたものを含む。）が次の各号に掲げる場合（適格合併等により特別償却対象資産を移転した場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、合併又は分割型分割の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第三号に掲げる場合にあつては、同号に規定する特別償却準備金の金額をその積み立てられた積立事業年度別に区分した各金額のうち、その積み立てられた積立事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一 同上

二 合併又は現物分配により合併法人又は被現物分配法人に特別償却対象資産を
移転した場合 その合併の直前又は当該現物分配に係る残余財産の確定の時に
おける当該特別償却対象資産に係る特別償却準備金の金額

三 省略

7 10 省略

11 法人で特別償却に関する規定の適用を受けることができるものが、適格分割、
適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分
配を除く。）以下この条において「適格分割等」という。）により分割承継法人、
被現物出資法人又は被現物分配法人（次項において「分割承継法人等」という。）
に特別償却対象資産を移転する場合において、当該特別償却に関する規定の適
用を受けることに代えて、当該適格分割等の直前の時を当該事業年度終了の時と
して各特別償却対象資産別に当該特別償却に関する規定に規定する特別償却限度
額以下の金額を特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は
、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

12 第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満た
ない場合（第六十八条の四十一第一項の規定により損金の額に算入された金額が
同項の特別償却限度額に満たない場合を含む。）で、かつ、法人が、第一項の規
定の適用を受けた事業年度（同条第一項の規定の適用を受けた場合には、その適
用を受けた連結事業年度）終了の日の翌日以後一年以内に終了する各事業年度（
当該各事業年度まで連続して青色申告書の提出（当該各事業年度までに開始した
連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税
法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合に限る。
）において、適格分割等により分割承継法人等に特別償却対象資産を移転する場
合には、当該適格分割等の直前の時を当該事業年度終了の時として各特別償却対
象資産別にその満たない金額（第六十八条の四十一第一項の規定により損金の額
に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合におけるその満たない
金額を含むものとし、その満たない金額のうち第二項の規定により既に損金の額
に算入された金額（同条第二項の規定により既に損金の額に算入された金額を含
む。以下この項において「算入済金額」という。）があるときは当該算入済金額
を控除した金額とする。）以下の金額を特別償却準備金として積み立てたときは
、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入
する。

13 省略

二 合併又は分割型分割により合併法人又は分割承継法人に特別償却対象資産を
移転した場合 その合併又は分割型分割の直前における当該特別償却対象資産
に係る特別償却準備金の金額

三 同上

7 10 同上

11 法人で特別償却に関する規定の適用を受けることができるものが、適格分社型
分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条において「適格分社型分割等
」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に特別償
却対象資産を移転する場合において、当該特別償却に関する規定の適用を受ける
ことに代えて、当該適格分社型分割等の直前の時を当該事業年度終了の時として
各特別償却対象資産別に当該特別償却に関する規定に規定する特別償却限度額以
下の金額を特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当
該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

12 第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満た
ない場合（第六十八条の四十一第一項の規定により損金の額に算入された金額が
同項の特別償却限度額に満たない場合を含む。）で、かつ、法人が、第一項の規
定の適用を受けた事業年度（同条第一項の規定の適用を受けた場合には、その適
用を受けた連結事業年度）終了の日の翌日以後一年以内に終了する各事業年度（
当該各事業年度まで連続して青色申告書の提出（当該各事業年度までに開始した
連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税
法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合に限る。
）において、適格分社型分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後
設立法人に特別償却対象資産を移転する場合には、当該適格分社型分割等の直前
の時を当該事業年度終了の時として各特別償却対象資産別にその満たない金額（
第六十八条の四十一第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別
償却限度額に満たない場合におけるその満たない金額を含むものとし、その満た
ない金額のうち第二項の規定により既に損金の額に算入された金額（同条第二項
の規定により既に損金の額に算入された金額を含む。以下この項において「算入
済金額」という。）があるときは当該算入済金額を控除した金額とする。）以下の
金額を特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該
事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

13 同上

14 第十一項及び第十二項の規定は、これらの規定に規定する法人が適格分割等の日以後二月以内にこれらの規定の特別償却準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

15 17 省略

18 前項の場合において、第一項から第三項までの特別償却準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）を積み立てている法人のその適格分割の日を含む事業年度（同日が当該法人の事業年度開始の日である場合の当該事業年度を除く。）については、当該適格分割の日の前日を当該事業年度終了の日とみなして、第五項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格分割の日を含む事業年度開始の日から当該適格分割の日の前日までの期間の月数」とする。

19 22 省略

23 第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の特別償却準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）を積み立てている法人が適格現物分配により被現物分配法人に当該特別償却準備金に係る特別償却対象資産を移転した場合（同条第二十三項前段に規定する場合を除く。）には、当該特別償却対象資産に係る特別償却準備金の金額は、当該被現物分配法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物分配法人が引継ぎを受けた特別償却準備金の金額は、当該被現物分配法人がその適格現物分配の日において有する第一項の特別償却準備金の金額（当該被現物分配法人の当該適格現物分配の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特別償却準備金の金額）とみなす。

24 前項の場合において、第一項から第三項までの特別償却準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）を積み立てている法人のその適格現物分配の日を含む事業年度（同日が当該法人の事業年度開始の日である場合の当該事業年度を除く。）については、当該適格現物分配の日の前日を当該事業年度終了の日とみなして、第五項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格現物分配の日を含む事業年度開始の日から当該適格現物分配の日の前日までの期間の月数」とする。

25 第二十三項又は第六十八条の四十一第二十三項に規定する被現物分配法人（そ

14 第十一項及び第十二項の規定は、これらの規定に規定する法人が適格分社型分割等の日以後二月以内にこれらの規定の特別償却準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

15 17 同上

18 前項の場合において、同項の適格分割が分社型分割であるときの第一項から第三項までの特別償却準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）を積み立てている法人の当該適格分割の日を含む事業年度（同日が当該法人の事業年度開始の日である場合の当該事業年度を除く。）については、当該適格分割の日の前日を当該事業年度終了の日とみなして、第五項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格分割の日を含む事業年度開始の日から当該適格分割の日の前日までの期間の月数」とする。

19 22 同上

23 第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の特別償却準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）を積み立てている法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該特別償却準備金に係る特別償却対象資産を移転した場合（同条第二十三項前段に規定する場合を除く。）には、当該特別償却対象資産に係る特別償却準備金の金額は、当該被事後設立法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被事後設立法人が引継ぎを受けた特別償却準備金の金額は、当該被事後設立法人がその適格事後設立の日において有する特別償却準備金の金額とみなす。

24 前項の場合において、第一項から第三項までの特別償却準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含む。）を積み立てている法人のその適格事後設立の日を含む事業年度（同日が当該法人の事業年度開始の日である場合の当該事業年度を除く。）については、当該適格事後設立の日の前日を当該事業年度終了の日とみなして、第五項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格事後設立の日を含む事業年度開始の日から当該適格事後設立の日の前日までの期間の月数」とする。

25 第二十三項に規定する被事後設立法人のその適格事後設立の日を含む事業年度

の適格現物分配後において連結法人に該当するものを除く。）のその適格現物分配の日を含む事業年度に係る第五項の規定の適用については、同項に規定する前事業年度等から繰り越された特別償却準備金の金額は、第二十三項又は同条第二十三項の規定により当該被現物分配法人が有するものとみなされた特別償却準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該被現物分配法人の有するものとみなされた特別償却準備金の金額については、第五項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格現物分配の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

26 省 略

（特別償却等に関する複数の規定の不適用）

第五十三条 法人の有する減価償却資産が当該事業年度において次に掲げる規定のうち二以上の規定の適用を受けることができるものである場合には、当該減価償却資産については、これらの規定のうちいずれか一の規定のみを適用する。

一 省 略

二 第四十二条の五から第四十二条の七まで、第四十二条の十又は第四十三条から第四十八条までの規定

三・四 省 略

2 省 略

（海外投資等損失準備金）

第五十五条 青色申告書を提出する内国法人（特殊投資法人以外の資源開発投資法人を除く。）が、昭和四十八年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの期間（以下この項及び第九項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の指定期間内において、次の表の各号の上欄に掲げる法人（以下この条において「特定法人」という。）の当該各号の中欄に掲げる株式等（以下この条において「特定株式等」という。）の取得をし、かつ、これを当該取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、当該特定株式等の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、当該特定株式等（合併（適格合併を除く。）により合併法人に移転するものを除く。）の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額（当該事業年度において当該特定株式等の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に

に係る第五項の規定の適用については、同項に規定する前事業年度等から繰り越された特別償却準備金の金額は、第二十三項の規定により当該被事後設立法人が有するものとみなされた特別償却準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該被事後設立法人の有するものとみなされた特別償却準備金の金額については、第五項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格事後設立の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

26 同 上

（特別償却等に関する複数の規定の不適用）

第五十三条 同 上

一 同 上

二 第四十二条の五から第四十二条の七まで、第四十二条の十、第四十二条の十一又は第四十三条から第四十八条までの規定

三・四 同 上

2 同 上

（海外投資等損失準備金）

第五十五条 青色申告書を提出する内国法人（特殊投資法人以外の資源開発投資法人を除く。）が、昭和四十八年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの期間（以下この項及び第九項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の指定期間内において、次の表の各号の上欄に掲げる法人（当該内国法人が当該内国法人を分割法人とする分割型分割（連結法人である当該内国法人が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に行うものに限る。）を行ったものである場合には、当該内国法人との間に連結完全支配関係のある連結子法人で政令で定めるものを除く。以下この条において「特定法人」という。）の当該各号の中欄に掲げる株式等（以下この条において「特定株式等」という。）の取得をし、かつ、これを当該取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、当該特定株式等の価格の低落

算入された金額に相当する金額を控除した金額）以下の金額を損金経理の方法により各特定法人別及び当該特定株式等の種類別に海外投資等損失準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により海外投資等損失準備金として積み立てた場合を含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

法人	株式等	割合
一・二 省略	省略	省略
三 資源探鉱事業法人	新增資源株式等又は購入資源株式等	百分の九十
四 資源探鉱投資法人	新增資源株式等	百分の九十

2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 資源開発事業法人 法人でその現に行っている事業が国外における資源（石油（可燃性天然ガスを含む。）及び金属鉱物をいう。以下この項において同じ。）の探鉱、開発又は採取（採取した産物について行われる加工で政令で定めるものを含む。）の事業及びこれらの事業に付随して行われる事業並びに国内におけるこれらの事業で当該石油に係るもの（以下次号までにおいて「資源開発事業等」と総称する。）に限られているもの（国営の法人を除く。）並びに資源開発事業等を行っている外国政府及び国営の法人をいう。

二 七 省略

3 省略

4 第一項の海外投資等損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条

又は貸倒れによる損失に備えるため、当該特定株式等（合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により合併法人又は分割承継法人に移転するものを除く。）の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額（当該事業年度において当該特定株式等の帳簿価額を減額した場合に、その減額した金額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額）以下の金額を損金経理の方法により各特定法人別及び当該特定株式等の種類別に海外投資等損失準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により海外投資等損失準備金として積み立てた場合を含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

法人	株式等	割合
一・二 同上	同上	同上
三 同上	同上	百分の百
四 同上	同上	百分の百

2 同上

一 資源開発事業法人 法人でその現に行っている事業が国外における資源（石油（可燃性天然ガスを含む。）金属鉱物その他の政令で定める資源をいう。以下この項において同じ。）の探鉱、開発又は採取（採取した産物について行われる加工で政令で定めるものを含む。）の事業及びこれらの事業に付随して行われる事業並びに国内におけるこれらの事業で当該石油に係るもの（以下次号までにおいて「資源開発事業等」と総称する。）に限られているもの（国営の法人を除く。）並びに資源開発事業等を行っている外国政府及び国営の法人をいう。

二 七 同上

3 同上

4 第一項の海外投資等損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条

の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。)を積み立てている内国法人が次の各号に掲げる場合(適格合併、適格分割、第三号に掲げる場合の適格現物出資以外の適格現物出資又は適格現物分配により特定法人の株式等又は資源特定債権(同条第二項第六号ハに規定する資源特定債権を含む。以下この条において同じ。)を移転した場合を除く。)に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度(第二号に掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度)の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第一号から第三号まで、第五号又は第七号の場合にあつては、これらの号に規定する海外投資等損失準備金の金額をその積み立てられた積立事業年度別に区分した各金額のうち、その積み立てられた積立事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一 省 略

二 合併により合併法人に前号に規定する特定法人の株式等又は資源特定債権の全部又は一部を移転した場合 その合併の直前における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額のうちその移転することとなつた株式等又は資源特定債権に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額(当該合併により合併法人に当該特定法人の株式等又は資源特定債権の全部を移転した場合には、その合併の直前における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額)

三 七 省 略

五 八 省 略

9 第一項に規定する内国法人が、指定期間内の日を含む各事業年度(清算中の各事業年度を除く。)の指定期間内に、特定法人の特定株式等の取得をし、かつ、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(以下この項及び次項において「適格分割等」という。)により分割承継法人、被現物出資法人(第四項第三号に規定する被現物出資法人を除く。)又は被現物分配法人に当該特定株式等を移転する場合において、当該特定株式等の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、当該適格分割等の直前の時を当該事業年度終了の時として当該特定株式等の取得価額の百分の三十(当該特定株式等に係る特定法人が第二項第三号の資源探鉱事業法人又は同項第四号の資源探鉱投資法人である場合には、百分の九十)に相当する金額(当該事業年度開始の時から当該直前の時までの間において当該特定

の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。)を積み立てている内国法人が次の各号に掲げる場合(適格合併、適格分割、第三号に掲げる場合の適格現物出資以外の適格現物出資又は適格事後設立により特定法人の株式等又は資源特定債権(同条第二項第六号ハに規定する資源特定債権を含む。以下この条において同じ。)を移転した場合を除く。)に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度(第二号に掲げる場合にあつては、合併又は分割型分割の日の前日を含む事業年度)の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第一号から第三号まで、第五号又は第七号の場合にあつては、これらの号に規定する海外投資等損失準備金の金額をその積み立てられた積立事業年度別に区分した各金額のうち、その積み立てられた積立事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一 同 上

二 合併又は分割型分割により合併法人又は分割承継法人に前号に規定する特定法人の株式等又は資源特定債権の全部又は一部を移転した場合 その合併又は分割型分割の直前における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額のうちその移転することとなつた株式等又は資源特定債権に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額(当該合併又は分割型分割により合併法人又は分割承継法人に当該特定法人の株式等又は資源特定債権の全部を移転した場合には、その合併又は分割型分割の直前における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額)

三 七 同 上

五 八 同 上

9 第一項に規定する内国法人が、指定期間内の日を含む各事業年度(清算中の各事業年度を除く。)の指定期間内に、特定法人の特定株式等の取得をし、かつ、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人(第四項第三号に規定する被現物出資法人を除く。)又は被事後設立法人に当該特定株式等を移転する場合において、当該特定株式等の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、当該適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時を当該事業年度終了の時として当該特定株式等の取得価額の百分の三十(当該特定株式等に係る特定法人が第二項第三号の資源探鉱事業法人又は同項第四号の資源探鉱投資法人である場合には、百分の百)に相当する金額(当該事業年度開始の時から当該直前の時までの間において当該特定株式等の帳簿価

株式等の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額に相当する金額を控除した金額）以下の金額を各特定法人別及び当該特定株式等の種類別に海外投資等損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

10 前項の規定は、同項に規定する内国法人が適格分割等の日以後二月以内に同項の海外投資等損失準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

11 省 略

15 前項の場合において、第一項の海外投資等損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。）を積み立てている法人のその適格分割の日を含む事業年度（同日が当該法人の事業年度開始の日である場合の当該事業年度を除く。）については、当該適格分割の日の前日を当該事業年度終了の日とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格分割の日を含む事業年度開始の日から当該適格分割の日の前日までの期間の月数」とする。

16 省 略

22 第一項又は第九項の海外投資等損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。）を積み立てている法人が適格現物分配により被現物分配法人に当該海外投資等損失準備金に係る特定法人の株式等又は資源特定債権の全部又は一部を移転した場合（同条第十八項前段に規定する場合を除く。）には、その適格現物分配直前における海外投資等損失準備金の金額のうちその移転することとなった株式等又は資源特定債権に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該適格現物分配により当該特定法人の株式等又は資源特定債権の全部を移転した場合には、その適格現物分配直前における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額）は、当該被現物分配法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物分配法人が引継ぎを受けた海外投資等損失準備金の金額は、当該被現物分配法人がその適格現物分配の日において有する第一項の海外投資等損失準備金の金額（当該被現物分配法人の当該適格現物分配の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合）は、同条第一項の海外投資等損失準備金の金額）とみなす。

額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額に相当する金額を控除した金額）以下の金額を各特定法人別及び当該特定株式等の種類別に海外投資等損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

10 前項の規定は、同項に規定する内国法人が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の日以後二月以内に同項の海外投資等損失準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

11 同 上

15 前項の場合において、同項の適格分割が分社型分割であるときの第一項の海外投資等損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。）を積み立てている法人の当該適格分割の日を含む事業年度（同日が当該法人の事業年度開始の日である場合の当該事業年度を除く。）については、当該適格分割の日の前日を当該事業年度終了の日とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格分割の日を含む事業年度開始の日から当該適格分割の日の前日までの期間の月数」とする。

16 同 上

22 第一項又は第九項の海外投資等損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。）を積み立てている法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該海外投資等損失準備金に係る特定法人の株式等又は資源特定債権の全部又は一部を移転した場合（同条第十八項前段に規定する場合を除く。）には、その適格事後設立直前における海外投資等損失準備金の金額のうちその移転することとなった株式等又は資源特定債権に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該適格事後設立により当該特定法人の株式等又は資源特定債権の全部を移転した場合には、その適格事後設立直前における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額）は、当該被事後設立法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被事後設立法人が引継ぎを受けた海外投資等損失準備金の金額は、当該被事後設立法人がその適格事後設立の日において有する第一項の海外投資等損失準備金の金額とみなす。

23 前項の場合において、第一項の海外投資等損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。）を積み立てている法人のその適格現物分配の日を含む事業年度（同日が当該法人の事業年度開始の日である場合の当該事業年度を除く。）については、当該適格現物分配の日の前日を当該事業年度終了の日とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格現物分配の日を含む事業年度開始の日から当該適格現物分配の日の前日までの期間の月数」とする。

24 第二十二項又は第六十八条の四十三第十八項の場合において、これらの規定の被現物分配法人（その適格現物分配後において連結法人に該当するものを除く。）がその適格現物分配の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができる者でないときは、当該事業年度終了の日における海外投資等損失準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

25 第二十二項又は第六十八条の四十三第十八項に規定する被現物分配法人（その適格現物分配後において連結法人に該当するものを除く。）のその適格現物分配の日を含む事業年度に係る第三項の規定の適用については、同項に規定する前事業年度等から繰り越された海外投資等損失準備金の金額は、第二十二項又は同条第十八項の規定により当該被現物分配法人が有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該被現物分配法人の有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額については、第三項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格現物分配の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

26 第一項又は第九項の海外投資等損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。）を積み立てている内国法人の当該海外投資等損失準備金に係る特定法人の資源特定債権については、法人税法第五十二条第一項、第二項、第五項又は第六項の規定は、適用しない。

27 省 略

（金属鉱業等鉱害防止準備金）

第五十五条の五 青色申告書を提出する法人で金属鉱業等鉱害対策特別措置法第二条第二項に規定する採掘権者又は租鉱権者であるものが、昭和四十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの期間（第七項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度

23 前項の場合において、第一項の海外投資等損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。）を積み立てている法人のその適格事後設立の日を含む事業年度（同日が当該法人の事業年度開始の日である場合の当該事業年度を除く。）については、当該適格事後設立の日の前日を当該事業年度終了の日とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格事後設立の日を含む事業年度開始の日から当該適格事後設立の日の前日までの期間の月数」とする。

24 第二十二項の場合において、同項の被事後設立法人がその適格事後設立の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができる者でないときは、当該事業年度終了の日における海外投資等損失準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

25 第二十二項に規定する被事後設立法人のその適格事後設立の日を含む事業年度に係る第三項の規定の適用については、同項に規定する前事業年度等から繰り越された海外投資等損失準備金の金額は、第二十二項の規定により当該被事後設立法人が有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該被事後設立法人の有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額については、第三項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格事後設立の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

26 第一項又は第九項の海外投資等損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。）を積み立てている内国法人の当該海外投資等損失準備金に係る特定法人の資源特定債権については、法人税法第五十二条第一項、第二項又は第五項の規定は、適用しない。

27 同 上

（金属鉱業等鉱害防止準備金）

第五十五条の五 青色申告書を提出する法人で金属鉱業等鉱害対策特別措置法第二条第二項に規定する採掘権者又は租鉱権者であるものが、昭和四十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの期間（第七項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度

を除く。)において、同法第七条第一項に規定する特定施設(以下この条において「特定施設」という。)の使用の終了後における鉱害の防止に要する費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設(合併(適格合併を除く。))により合併法人に移転する特定施設を除く。)につき当該事業年度において同法第七条第一項及び第二項の規定により独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に鉱害防止積立金として積み立てた金額(同法第十条の規定により積み立てたものとみなされた金額(適格合併、適格分割又は適格現物出資により移転を受けた金額を除く。))を含む。)に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てたとき(当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てたときを含む。))は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 省 略

3 第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十四第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金を含む。))を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合(適格合併、適格分割又は適格現物出資により当該特定施設に係る鉱害防止積立金を移転する場合を除く。))に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度(第二号イに掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度)の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 省 略

二 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十条の規定により特定施設に係る鉱害防止積立金を有しないこととなつた場合(次号に該当する場合を除く。)) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 合併により合併法人に金属鉱業等鉱害防止準備金に係る特定施設を移転したことにより当該特定施設に係る鉱害防止積立金を有しないこととなつた場合 その合併の直前における当該特定施設に係る金属鉱業等鉱害防止準備金の金額

ロ 省 略

三・四 省 略

4 第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金(連結事業年度において積み立てた第六十

を除く。)において、同法第七条第一項に規定する特定施設(以下この条において「特定施設」という。)の使用の終了後における鉱害の防止に要する費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設(合併(適格合併を除く。))又は分割型分割(適格分割型分割を除く。))により合併法人又は分割承継法人に移転する特定施設を除く。)につき当該事業年度において同法第七条第一項及び第二項の規定により独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に鉱害防止積立金として積み立てた金額(同法第十条の規定により積み立てたものとみなされた金額(適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により移転を受けた金額を除く。))を含む。)に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てたとき(当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てたときを含む。))は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 同 上

3 第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十四第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金を含む。))を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合(適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により当該特定施設に係る鉱害防止積立金を移転する場合を除く。))に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度(第二号イに掲げる場合にあつては、合併又は分割型分割の日の前日を含む事業年度)の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 同 上

二 同 上

イ 合併又は分割型分割により合併法人又は分割承継法人に金属鉱業等鉱害防止準備金に係る特定施設を移転したことにより当該特定施設に係る鉱害防止積立金を有しないこととなつた場合 その合併又は分割型分割の直前における当該特定施設に係る金属鉱業等鉱害防止準備金の金額

ロ 同 上

三・四 同 上

4 第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金(連結事業年度において積み立てた第六十